

総務・企画常任委員会

◎ 開催日時 令和3年3月12日（金） 10時00分～11時20分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 知事公室長、総合企画部長、総務部長および関係職員

◎ 議事の概要

【総務部所管分】

1 付託案件

(1) 議第45号 令和2年度滋賀県一般会計補正予算（第13号）のうち総務部等所管部分について

委員からは、一般会計における歳入の基金繰入金で多額の不用が出ていることから、当初予算でしっかりと精査を行い、最少の投資で最大の効果が得られるよう緊張感を持って取り組まれない、などの意見が出された。

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第46号 令和2年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第51号 令和2年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第1号）について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第54号 令和2年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第2号）について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第55号 令和2年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第1号）について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(6) 議第56号 令和2年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(7) 議第63号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【知事公室所管分】

2 付託案件

- (1) 議第 45 号 令和 2 年度滋賀県一般会計補正予算（第 13 号）のうち知事公室所管部分について

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

【総合企画部所管分】

3 付託案件

- (1) 議第 45 号 令和 2 年度滋賀県一般会計補正予算（第 13 号）のうち総合企画部所管部分について

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

4 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 令和 2 年度 2 月補正予算 主な事業概要 総務部
- 2 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて
- 3 令和 2 年度 2 月補正予算 主な事業概要 知事公室
- 4 令和 2 年度 2 月補正予算 主な事業概要 総合企画部